

## ■ご質問への回答

(令和5年9月6日版)

区分	質問	回答	追加・更新日
制度・運用	全ての事業者が電子請求書取引の対象となりますか？	本市（各部署）と取引のある事業者は対象となります。	8月15日
	水道事業への請求も電子請求書取引の対象となりますか？	対象となります。	8月15日
	説明会の開催をご案内した封筒に記載の事業者番号は今後も使用しますか？	今後は使用しません。	8月15日
	現在、市指定の様式で請求書を発行しているが、今後はそこを考慮せずこちらのシステムでの発行に変更という認識でよいですか？	BtoBプラットフォームの様式で結構です。	9月6日
	今後は必ず電子請求書を利用しなければいけませんか？	従来どおりの方法（紙）でも請求は可能です。	8月15日
	請求書の発行日はどのように表記されますか？	BtoBプラットフォームで実際に請求書を発行した日が、必ず表記されます。差戻しを受けて再発行した場合は、再発行した日が表記されます。	9月6日
	事業者側に費用の負担は発生しますか？	無料です。（画面入力の方法で請求書を作成する場合） ※一括アップロードや自動発行など一部有料のオプションがあります。	8月15日
	説明会資料はどこから入手できますか？	操作マニュアルを含めた関係資料は、本HPよりダウンロードが可能です。 <a href="https://www.city.kanoya.lg.jp/chi_jyouchou/shise/shisaku/seikyu.html">https://www.city.kanoya.lg.jp/chi_jyouchou/shise/shisaku/seikyu.html</a>	8月15日
	単価契約や委託契約の場合も電子請求書の対象となりますか？	対象となります。	9月6日
	既に契約・発注済の取引に関する請求書は電子請求書の対象ですか？	対象となります。	8月15日
	鹿屋市へ発行した請求書は、市役所の全ての部署が閲覧・確認できるのですか？	発行先部署（取引部署）のみが閲覧・確認可能となります。発行先部署に誤りがないようにお願いします。	9月6日
	A課との請求取引はどのように請求書を作成すればいいかわからないので、A課専用の作成マニュアル等を今後提示して頂けると幸いです。	操作マニュアルを含めた関係資料は、本HPよりダウンロードが可能です。 <a href="https://www.city.kanoya.lg.jp/chi_jyouchou/shise/shisaku/seikyu.html">https://www.city.kanoya.lg.jp/chi_jyouchou/shise/shisaku/seikyu.html</a> 取引部署に特化したマニュアルはございません。取引部署にお問合せください。	8月15日
	A課に請求する際は電子請求書を利用し、B課に請求する場合には紙の請求書を送付するなど、電子請求書と紙請求書が混在しても問題ないですか？	電子または紙、どちらでも請求可能です。ただし、同部署の同案件の請求においては、同じ方法で請求いただくようお願いします。（例：年間契約にかかる月々の請求書など）	8月15日
	令和5年10月以降に電子請求と紙請求を併用できますか？ 案件により一部紙では可能ですか？	電子または紙、どちらでも請求可能です。ただし、同部署の同案件の請求においては、同じ方法で請求いただくようお願いします。（例：年間契約にかかる月々の請求書など）	8月15日
	9月分までの請求書は紙での請求書でいいですか？	従来どおりの方法で請求書のご提出をお願いします。	8月15日
	A課への請求書も電子請求書での取引の対象となりますか？	基本的には、事業者から提出される全ての請求書が電子請求書の対象となります。 個別の事案については、発注・契約部署にご確認ください。	8月15日
	学校に提出する請求書について、今まで通りで紙の請求書で大丈夫ですか？	従来どおりの請求書（紙）で提出をお願いします。	9月6日
	小中学校に納品する場合について、電子請求書が利用できますか？	小中学校から発注を受け、納品・請求する場合には、電子請求書ではなく、従来方法（紙）で請求書の提出をお願いします。	9月6日
	弊社は10月以降インボイス対応の予定ですが、問題ないですか？	問題ありません。	8月15日
	今まで請求書とともに同封してきた明細や伝票などは今後も添付資料として必要ですか？	BtoBプラットフォーム請求書では、添付ファイルを付けることが可能です。個別のケースについては、発注・契約部署に確認のうえ、ご利用ください。	8月15日
	電子請求書の開始にあたり、不要（省略）となる書類はありますか？	電子請求書の導入は、請求書の提出（発行）方法が変更となるものです。必要な書類等は従来のおりで変更はありません。	9月6日
	見積書や納品書、報告書の提出は電子になりますか？	納品書や明細については、BtoBプラットフォームで請求書を提出する際に、添付ファイルとして提出が可能です。 見積書や報告書（完了報告書）については、現在のところ電子化されません。 従来方法で提出をお願いします。 これら以外の書類にかかる添付の取り扱いについては、提出の際に発注・契約部署にお問合せください。	9月6日
	指名願いの都合上、業種次第では弊社鹿屋営業所より契約及びご請求をさせて頂くのですが、後日頂く招待メールから請求窓口のメールアドレス等は複数登録可能でしょうか。	可能です。ただし請求元情報を各支店・営業所別に記載する場合は、拠点ごとにプラットフォーム画面をおもちいただいたほうがよろしいと思います。 別途営業所のメールアドレスを含めた情報で画面を作成することをおすすめします。	8月15日
一般会計、特別会計の違いを教えてください。	「一般会計」は、福祉、教育、道路整備などの基本的な行政サービスに必要なお金を管理する会計です。 「特別会計」は、特定の目的のための会計で、お金の出入りをはっきりさせるために一般会計とは区別しています。（例：国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計） 「企業会計」は、民間企業と同じように利用した人から料金をもらって事業を行っている会計です。（例：水道事業会計、下水道事業会計） 説明会でご説明した特別会計については、この企業会計のことであるとご認識ください。	8月15日	

区分	質問	回答	追加・更新日
操作・機能	問い合わせはメールでできますか？	操作に関するお問い合わせは、BtoBプラットフォーム請求書にログイン後、TOPページ「お問合せ」よりお問合せ可能です。	8月15日
	他の自治体で使用しているBtoBシステムと類似していますか？	BtoBプラットフォーム請求書を導入している自治体と同じシステムです	8月15日
	鹿屋市からの招待メールを受信するメールアドレスは事業者あたり1アドレスでしょうか	1アドレスです。 まずはじめに1アドレスで鹿屋市と接続します。 その後、複数の社員でサービスを利用する場合は、プラットフォームIDの管理者にて社員の情報を登録し「招待」を行うことで、社員もプラットフォームIDを保持することができます。 操作マニュアル31ページ記載の貴社社員招待方法をご確認ください。	8月15日
	既にBtoBプラットフォームのアカウントがあります。市との取引開始にあたり、再度の登録が必要ですか？	現在お持ちのBtoBプラットフォームIDでご利用いただけます	8月15日
	BtoBプラットフォームを既に利用しています。利用する場合のID作成数について制限はございますか？(営業担当、事務員など現在の紙媒体での提出の場合複数人が関与しているため)	貴社社員IDの追加に制限はありません。社員招待で追加が可能です。	8月15日
	他社からの請求書がBtoBプラットフォーム請求書により送られてきています（ID パスワード作成済み）。このIDとパスワードを使って使用することになりますか？また市役所用として別のものとして、新しく新規にIDとパスワードを作成し、進めていくことになりますか？	現在のIDで利用可能です。鹿屋市からの招待メールを受信いただきましたら、現在のIDで使用する設定をお願いします。 操作マニュアル4ページをご確認ください。	8月15日
	弊社の場合、弊社各部署より請求書を発行しております。IDは1登録、弊社各部署共有IDとして利用可能ですか？	IDを共有して利用も可能です。また電子請求書を各部署担当者ごとに作成することも可能です。その場合は操作マニュアル31ページ記載の貴社社員招待でID追加が可能です。	8月15日
	PCを更新する時の設定はありますか？microsoft365に対応していますか？	PC更新時の設定は不要です。下記のブラウザでしたらアクセス可能です。 [Windows] IE11, Edge, Chrome, Firefox	8月15日
	明細が多い場合、元データから複製することは可能ですか？	一括作成用のCSVファイルに転記して作成することができます。または過去に発行した請求書を複製して、必要な箇所のみ修正し発行することも可能です。	8月15日
	担当課が「請求書を受理」した旨の確認欄がありますか？	あります。（鹿屋市側の受領後のステータスは3種類「未開封・開封・承認済」あります。）	8月15日
	同時に提出する書類がある場合、システム上で添付することは機能的に可能ですか？	BtoBプラットフォーム請求書では、添付ファイルを付けることが可能です。個別のケースについては、発注・契約部署に確認のうえ、ご利用ください。 操作マニュアル23ページをご確認ください	8月15日
	明細は一式という項目はありますか？	明細に「一式」という単位をご用意しています。	8月15日
	請求書に写真などのファイルを添付することは可能ですか？またそのファイルをデータアップロードできますか？	●ファイルを添付することは可能です。 1請求書あたりに添付する容量のご確認をお願いします。  ・5MB以下のファイルを複数添付可能です。（容量制限あり） ・請求書発行後、40日を経過すると添付ファイルは削除されます。以下の拡張子のみ添付可能です。EXCEL (xls,xlsx)、WORD (doc, docx)、PDF ※操作マニュアル23ページをご確認ください  ●データアップロードで添付も可能です。	8月15日
	一括アップロードを利用した際の費用と専用システムとの連動方法やCSVファイルの内容を確認できますか？	確認方法は、プラットフォーム請求書の無料IDを取得いただき、TOP画面の「ご利用ガイド」よりご確認とお問合せをお願いします。  ●CSVファイル一括アップロード作成の方法については、以下の手順でマニュアルをご確認ください。 (1)TOPページ「ご利用ガイド」をクリックしあす。 (2)請求書の発行準備・作成・発行のマニュアルをご確認ください。 ➡マニュアル名称：05一括アップロードで請求書を作成して発行する  ●請求書を自動作成・発行できる機能オプションサービス資料取り寄せ。 <a href="https://www.infomart.co.jp/seikyu/seller/auto-issue.asp">https://www.infomart.co.jp/seikyu/seller/auto-issue.asp</a>	8月15日
	発行済の請求書は、ダウンロードすることができますか？	ダウンロード可能です。請求書の発行期間を指定して、対象の全データをダウンロードできます。	8月15日
再度、説明会を聞く方法はありますか？	説明会の予定はありません。説明会当日の資料をご確認ください。 操作マニュアルを含めた関係資料は、本HPよりダウンロードが可能です。  <a href="https://www.city.kanoya.lg.jp/chijyouhou/shise/shisaku/seikyu.html">https://www.city.kanoya.lg.jp/chijyouhou/shise/shisaku/seikyu.html</a>	8月15日	